

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………一
…(同)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…一
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………三
…(建設局河川部指導調整課)…
- 土砂災害警戒区域の指定……………三
…(同)…
- 衆議院議員補欠選挙 (東京都第十区) の選挙期日……………四
- 衆議院議員補欠選挙 (東京都第十区) における選挙長及び同職務代理者の選任……………四
- 衆議院議員補欠選挙 (東京都第十区) における選挙会の場所及び日時……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
…(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
…(同)…

告示

●東京都告示第七七七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年九月十三日	狛江市岩戸北一丁目千四百十五番四、千四百四十七番七、同番五十七及び同番六十三の各一部	延長 一六・三一 幅員 五・五〇 四・〇〇 四・五〇

●東京都告示第七七八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(単位平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年九月十三日	東久留米市本町四丁目七百五十二番三十三の二の一部	廃止面積 一〇・八〇

●東京都告示第七七九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

東京都知事 小池百合子

所沢府中

二 変更の区間 国分寺市日吉町四丁目十七番四十六地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

一 路線名

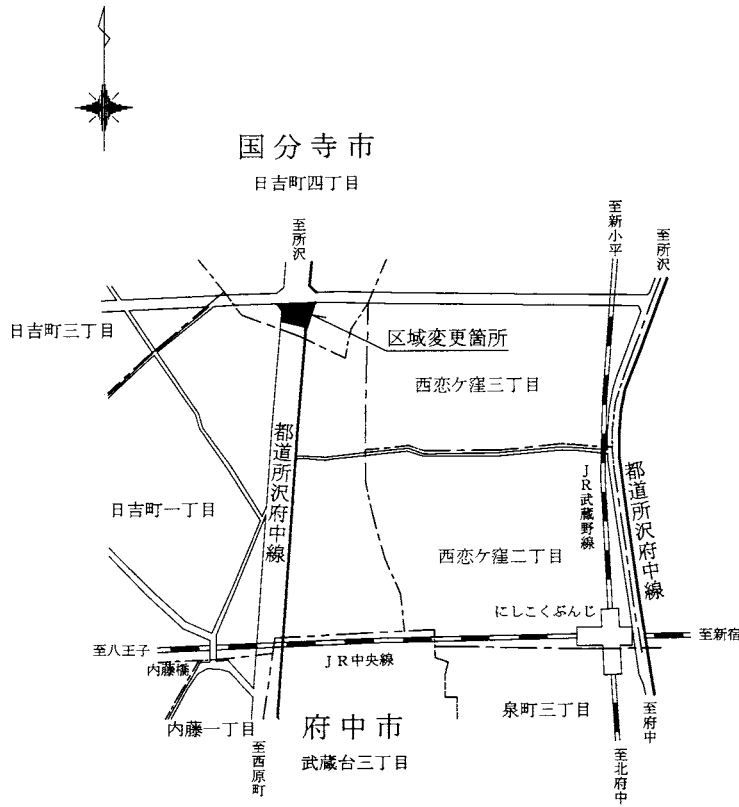
金子博

別図

都道所沢府中線区域変更略図
国分寺市日吉町四丁目地内



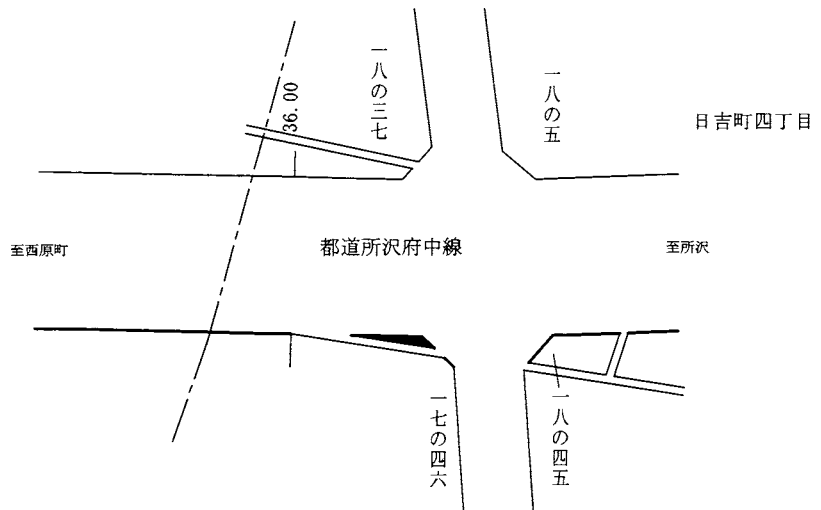
延長 一九・一八メートル
面積 二一・一二平方メートル



国分寺市



日吉町一丁目



●東京都告示第七百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十七年東京都告示第七百一十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	七国二丁目 七国六丁目	201034-K092	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	七国二丁目 七国六丁目	201034-K092	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	七国二丁目 七国六丁目	201034-K092	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条の第二項の規定により、衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)を次の期日に行う。

平成二十八年十月十一日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 平成二十八年十月二十三日

●東京都選挙管理委員会告示第百三十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、平成二十八年十月二十三日執行の衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年十月十一日

東京都選挙管理委員会

選挙長

池内 晋三郎 豊島区南大塚二丁目十八番二十九号

選挙長職務代理者 丸山 弘和

豊島区高松三丁目八番三三号

●東京都選挙管理委員会告示第百四十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十八年十月二十三日執行の衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十一日

東京都選挙管理委員会

場所 豊島区役所八〇六会議室

豊島区南池袋二丁目四十五番一号 豊島区役所八階

日時 平成二十八年十月二十五日 午前十時

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジェネリック医薬品協議会

三 代表者の氏名

渡邊 義照

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区下丸子二丁目十四番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての国民に対して、ジェネリック医

薬品の普及に関する事業を行い、国民皆保険制度の維持及び国民の医療費負担の軽減に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハーモニーオブジャパン
- 三 代表者の氏名
平野 貴史
- 四 主たる事務所の所在地
東京都狛江市岩戸北二丁目十九番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、世界の方々に我が国の素晴らしい文化をアプローチし、また国内における将来性のある子供達や学生たちのために、伝統文化をわかりやすく、観て、聞いて、自ら動いてみる体験を交え、実演を主体とする公演する事業を行う。将来的には自国の文化を海外にむけて発信できる人材の育成、また海外の方々に我が国の伝統文化の素晴らしさを認識していただき伝統文化の世界

的規模での流布を目指し、日本の素晴らしさを伝え、伝統文化が国際文化交流の橋渡し役を担えるようになることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人予防接種被害者をささえる会

三 代表者の氏名
野口 友康

四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区広尾二丁目七番十三号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、予防接種副作用に関するリスクと予防接種事故の再発防止に関する普及啓発、予防接種被害に関する相談、支援事業を通じて、保健、医療または福祉の増進、予防接種被害者の人権の擁護に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ミトコンドリア病医療推進機構

三 代表者の氏名
高柳 正樹

四 主たる事務所の所在地

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ミトコンドリア病医療推進機構
- 三 代表者の氏名
高柳 正樹
- 四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中野二丁目二番三号 株式会社へるす出版事業部内

定款に記載された目的

この法人は、ミトコンドリア病ならびにその関連疾患の臨床・基礎研究の推進及び、これらの疾患に従事する専門医ならびにパラメディカルの育成に努めることにより学術的振興を深め、ミトコンドリア病ならびにその関連疾患治療のより一層の充実を図り、またミトコンドリア病ならびにその関連疾患患者やその家族を含む一般市民あるいは医療従事者へのサポート活動、教育・研修活動を通じて、一般市民と医療従事者との間に治療や医療制度に関する共通の理解を醸成し、もって安全かつ安心した医療を受けられる社会の実現、公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文京建築会

三 代表者の氏名
野生司 義光、薩田 英男

四 主たる事務所の所在地
東京都文京区関口一丁目四十三番五号 株式会社野生司環境設計内

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象とし、地域の特性を生かした公共施設整備、防災まちづくり、景観整備などの活動を展開することで、建築と環境に関わる文化の創

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年七月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文京建築会
- 三 代表者の氏名
野生司 義光、薩田 英男
- 四 主たる事務所の所在地
東京都文京区関口一丁目四十三番五号 株式会社野生司環境設計内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象とし、地域の特性を生かした公共施設整備、防災まちづくり、景観整備などの活動を展開することで、建築と環境に関わる文化の創

造発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

